

受動喫煙防止対策に関する調査 —タクシー車両及び国の行政機関について— ＜調査結果に基づく通知＞

健康増進法施行以降、官公庁など多数の者が利用する施設において、受動喫煙防止対策に取り組んできているものの、なお、その遅れを指摘する意見等が聴かれる。

一方、北海道では、ＪＲ北海道、路線バス、飛行機など公共交通機関が全面禁煙を行っている中、**依然としてタクシーの受動喫煙防止対策が進んでいない**状況がみられる。

この調査は、こうした状況を踏まえ、タクシー等の受動喫煙防止対策を望む**地域住民の声**（行政相談）に基づき、**全国で初めて**実施したものです。

平成 19 年 3 月 29 日、調査結果をタクシー事業を所管する北海道運輸局及び広く国民が来訪する国の窓口行政機関に通知したものです。



〔本件照会先〕

総務省 北海道管区行政評価局

第一部第 2 評価監視官 羽賀 満雄

（電話）011-709-1804

概 略



調査の背景

健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）の制定

国民保健の向上を図ることを目的

たばこ規制枠組条約
（WHO）発効
（平成 17 年 2 月）

厚生労働省通知

官公庁施設、鉄道、**タクシー**等多数の者が利用する施設の管理者において、受動喫煙防止対策のために必要な措置を講ずる努力義務を課す

人事院指針

国の庁舎において受動喫煙防止対策を速やかに推進

北海道：高い喫煙者率
〔男性 50.9%
女性 22.5%〕
全国 1 位

受動喫煙防止対策の徹底を求める地域住民の声

（ポイント）

タクシーの受動喫煙防止対策が進んでいるかどうかの観点から、タクシー利用者及びタクシー事業者の意向調査

国民が多く来訪する窓口において、禁煙・分煙対策が的確に実施されているかどうかの観点から、実態調査

通知の要旨

今回の実態調査の結果、以下の今後の課題について通知

★ タクシー利用者の約 63%が禁煙タクシーを望んでいる中、導入率が 1.9%程度である現状においては、関係団体及びタクシー事業者と連携し、受動喫煙防止対策に積極的に取り組んでいくことが求められる

★ 受動喫煙防止対策のうち、空間分煙に係る人事院指針を満たしていない 21 庁舎 (67.7%)、34 機関 (63.0%) について、満たすよう積極的な措置をとる余地あり

平成 19 年 3 月 29 日

北海道管区行政評価局

北海道運輸局

国の行政機関

調査結果① タクシー利用者等に対する意向調査

〈健康増進法〉施行後
最近3カ年に受けた
受動喫煙に係る行政相談
全国で **92件**のうち
公共交通機関関係 **18件**
(道内 **8件**)



タクシー利用者等に
対する意向調査を実施
(利用者 329人)

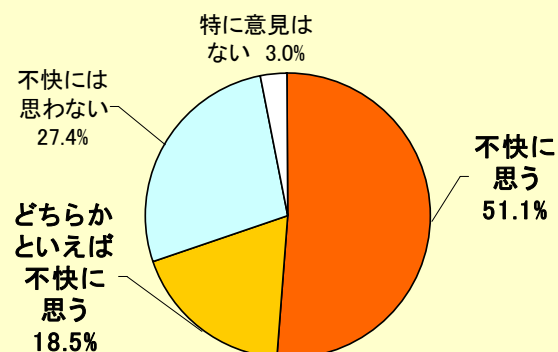


北海道内の禁煙タクシー
257台：導入率 **1.9%**
(平成18年4月現在)

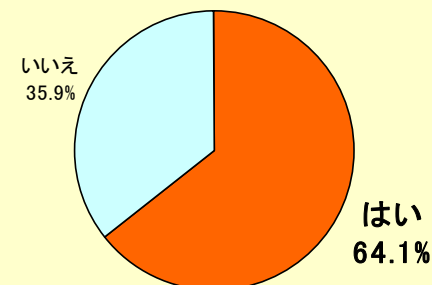


調査結果

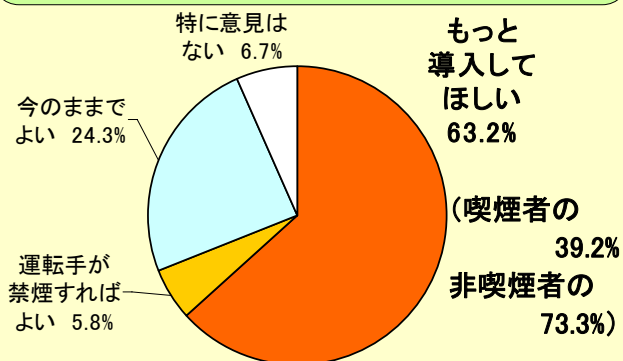
① 受動喫煙を「不快に思う」、
又は「どちらかといえば不快に思う」が約70%



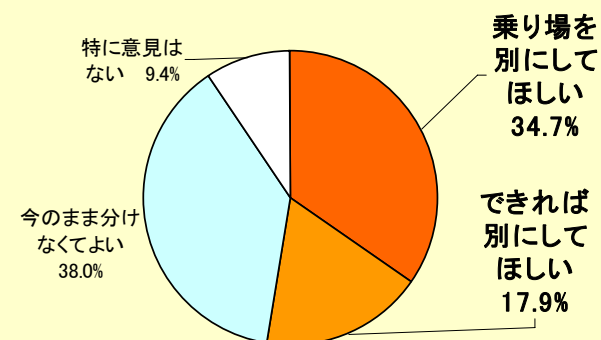
② 禁煙タクシーについて、
「知っている」が約64%



③ 禁煙タクシーの導入について、
「もっと導入してほしい」が約63%



④ 「禁煙タクシーと一般のタクシーの
乗り場を分けてほしい」が約53%



調査結果② タクシー事業者に対する意向調査

全道法人 **タクシー事業者** (369 事業者)
に対する意向調査を実施
回答業者 **250 (67.8%)**



調査結果

- ① 全車禁煙タクシー導入 3 事業者 (1.2%)
- ② 乗務員が車内禁煙 62 事業者 (24.8%)
- ③ **どちらも導入せず 168 事業者 (67.2%)**

未導入の主な理由

- ・ 利用者の喫煙要望がある
- ・ 利用者とのトラブルが懸念

しかし、
上記③の 168 事業者のうち
113 事業者 (67.3%) が、前向きに対策を
検討したいと回答

受動喫煙防止対策に積極的に取り組んでいる例

北海道内

- ① **禁煙タクシー専用乗り場**を設置している病院と連携
- ② 乗務員が**車内禁煙**を実施している旨の**ステッカー**を表示
- ③ 車内で喫煙しないよう乗務員に携帯灰皿を配布
- ④ 地区の協会が**禁煙タクシー導入の目標値**を設定
- ⑤ 利用者モニターによるアンケートに基づき乗務員禁煙を指導

北海道外

- ① **大分県内のタクシー協会**
大分市タクシー協会（平成 17 年 4 月から）及び
別府市タクシー協会（同年 7 月から）加盟のタクシーを
協会主導で全車禁煙化
導入後、利用者・売上減少なし
- ② **名古屋タクシー協会**
名古屋市内と近郊市町村のタクシーのほぼ全車にあたる
約八千台を平成 19 年 5 月から全面禁煙化
ポスター・チラシで利用者に周知

通知内容の要旨

監督官庁及び関係機関は、関係団体及びタクシー事業者と連携し受動喫煙防止対策に取り組んでいくことが求められる。

調査結果③ 受動喫煙防止対策の一層促進 国民窓口の受動喫煙防止対策



制度・仕組み

健康増進法

健康増進法 第25条

「学校、病院、百貨店、**官公庁施設**、その他多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、**受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない**」

人事院指針

人事院指針で求めている対策
「職場における喫煙対策に関する指針」（平成15年7月通知）

可能な限りで「全面禁煙」
少なくとも「空間分煙」
を確保

〈空間分煙対策の主な内容〉

- ① 喫煙コーナーには、仕切りを設置する
- ② 換気扇等の屋外排気装置を設置する
- ③ 空気環境測定を実施する
- ④ 来客者等には喫煙場所を知らせるために表示

調査結果

- ・ 北海道内の広く国民が来訪し利用する国の窓口機関 **157 機関** 抽出
- ・ 157 機関が入居する単独庁舎 **108** 合同庁舎 **23** の受動喫煙防止対策実施状況を調査

全面禁煙……**100** 庁舎 (**76.3%**) **103** 機関 (**65.6%**)

空間分煙……**31** 庁舎 (**23.7%**) **54** 機関 (**34.3%**)

①空間分煙に係る人事院指針を満たしているもの

10 庁舎 (**32.3%**) **20** 機関 (**37.0%**)

②空間分煙に係る人事院指針を満たしていないもの

21 庁舎 (**67.7%**) **34** 機関 (**63.0%**)

- i) 喫煙コーナーの仕切りがない、または不十分…… 4 庁舎 (8 機関)
- ii) 排気装置がない、あるいはその機能が不十分…… 7 庁舎 (10 機関)
- iii) 空気環境測定が実施されていない…… 21 庁舎 (25 機関)
- iv) 喫煙コーナーの表示が不十分…… 1 庁舎 (2 機関)

通知内容の要旨

来訪者への受動喫煙防止対策をより一層促進する観点から、人事院指針等を満たすよう積極的な措置をとる余地あり。